

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（計算書類等の備置き） 第二十三条の十一（略）</p> <p>2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の業務に従事する者であるときは、その勤務する税理士事務所又は当該税理士法人の事務所）の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（計算書類等の備置き） 第二十三条の十一（略）</p> <p>2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所）の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>